平成２１年（フ）第１１９４号
大阪府羽曳野市古市６丁目15番７号　シティー城山Ⅲ３階301号室
債務者　白川　裕勝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３３号
堺市北区東浅香山町２丁251番地１　泉ニューライフ205号
債務者　知念　義一
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３７４号
堺市堺区熊野町東４丁１番７号　大小路マンション26号、前住所堺市堺区南花田口町１丁１番９号　シティーコート堺東1002号
債務者　濱田　智子（旧姓村上・山本）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９０号
堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番１―501号、前住所堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番３―502号
債務者　藤井　義弘
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９３号
堺市東区白鷺町２丁６番20―501号
債務者　矢内　雅康
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７０９号
堺市南区高尾３丁223―51、住民票上の住所堺市堺区大浜北町３丁10番40―101号
債務者　秋山　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７２３号
堺市北区中長尾町４丁３番27号
債務者　下岸　正博
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７６３号
大阪府藤井寺市沢田１丁目２番16　杉本マンション102号室
債務者　石川　勝美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７１号
堺市堺区旭ヶ丘南町３丁３番23号　マンション愛６号
債務者　佐伯　義仁
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７８号
堺市堺区東湊町４丁239番地　ハイツふくわか203号
債務者　木村千枝子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７９２号
堺市南区原山台４丁12番６号、前住所堺市北区金岡町1865番地22
債務者　寺田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７９４号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番８―512号、前住所堺市中区福田321番地４　ブルーメバージェ103号
債務者　吉野　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１５号
堺市中区宮園町８番１―105号、前住所堺市中区八田西町３丁８番９号坂口ハイツ101号
債務者　松本設備設計事務所こと　松本　輝久
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１６号
堺市中区宮園町８番１―105号、前住所堺市八田西町３丁８番９号坂口ハイツ101号
債務者　松本　道子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８２３号
大阪府松原市天美西２丁目９番17号
債務者　小川　礼子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３３号
大阪府柏原市法善寺３丁目603番地の１　アウスレーゼ法善寺305号室
債務者　笹田　和彦
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８４０号
堺市美原区平尾2243番地
債務者　本郷　　徹
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係